

参議院 選挙区選出 比例代表選出 議員通常選挙

とき **7月10日** 日 午前7時～午後7時

ところ **市内95カ所の投票所** ※入場券に記載してありますので
ご確認ください。

投票できる人は

投票できる人は、次の要件をいずれも満たし、選挙人名簿に登録されている人です。

●7月10日現在で満18歳以上の
人（平成10年7月11日までに生まれた人）。

●平成28年3月21日までに本市に住民票が作成された人（他の市区町村から転入した人は、同日までに転入届をした人）。

※3月22日以降に本市に転入した人は、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、投票用紙を請求し、本市で不在者投票をすることができま



※通学のため親元を離れて生活している市外在住の学生で、本市に住民登録をしたままの人は、現在住んでいるところが住所地と認定されるため、本市の選挙人名簿に登録されていても投票することができませんので、ご注意ください。

投票所入場券

投票所入場券（ハガキ）は、有権者の皆さんに郵送します。投票日には、入場券を持って投票所へお出かけください。なお、入場券がないときでも、各投票所にある選挙人名簿で本人確認ができれば投票できます。

投票所へ行けない人は

◇期日前投票

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行けない

い人は、期日前投票ができます。

期間 6月23日(土)～7月9日(土)。

時間 「天草市民センター」
午前8時30分～午後8時
「各支所」午前8時30分～
午後7時。

場所 天草市民センターまたは各支所。

持参するもの 投票所入場券（入場券がなくても投票できます）。

◇不在者投票・郵便投票

〔病院や施設に 入院・入所している人〕

県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、それぞれの病院または施設で不在者投票ができます。

指定病院や施設については、入院・入所されている病院または施設へお尋ねください。

〔市外に滞在している人〕

選挙期間中に、仕事やレ

ジャーなどで市外に滞在している人は、郵送による不在者投票ができます。

この制度を利用する人は、本庁または各支所に備え付けの「不在者投票請求書兼宣誓書」（市ホームページにも掲載）に選挙人本人が必要事項を記入し、本庁・選挙管理委員会事務局へ直接または、郵便で提出（FAX不可）してください。

その後、同事務局から選挙人の滞在地に投票用紙などを郵送しますので、選挙人はその投票用紙などを持ち、6月23日④から7月9日⑤までに、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。

なお、この方法による投票は郵送でのやりとりとなりますので、日数に余裕をもって早めに手続きをしてください。

【障がいがある人の

郵便投票】

①身体障害者手帳または戦

傷病者手帳、介護保険被保険者証（要介護5の人のみ）を持ち、公職選挙法で定められている障がいの程度に

該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けていなければなりません（郵便投票の請求期限は7月6日④まで）。

②①に該当し、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人（選挙権がある人のみ）に代理で記載してもらうことができます。

- 身体障害者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人。
- 戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている人。

体が不自由な人は

目や体が不自由な人や字が書けない人は、投票日当

日の投票所または期日前投票所で、係員に申し出て代理記載をさせることができます。

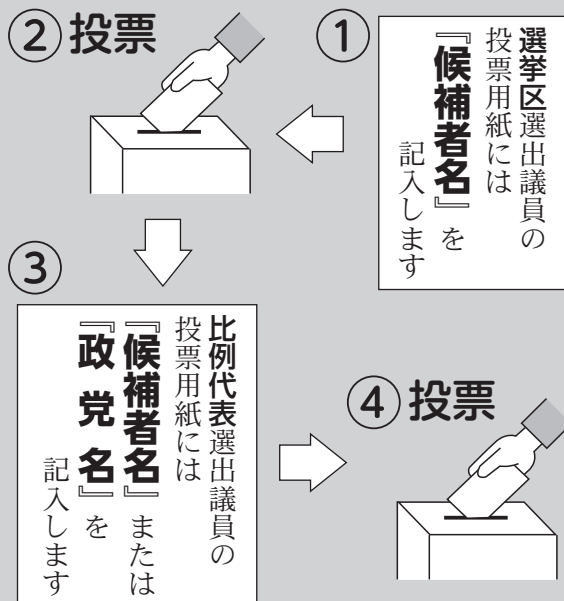
点字投票

目の不自由な人は、点字による投票をすることができます。点字投票を希望する人は、係員に申し出てください。

投票は 熊本県(選挙区) 選出議員選挙 から

投票所では、最初に熊本県（選挙区）選出議員の投票用紙【薄い黄色】を交付します。この投票用紙には『候補者名』を書いてください。

次に、比例代表選出議員の投票用紙【白色】を交付します。この投票用紙には『候補者名』または『政党名』を書いてください。



船員の選挙人名簿登録者は

船員で「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている人は、期日前・不在者・当日投票のいずれの場合も必ず同証明書を提示してください。



開票

開票所の一般参観席では、開票状況をご覧いただけます。

日時 7月10日⑥午後9時

場所 天草市民センター体育館。

本庁・選挙管理委員会事務局 ☎23 1111